平成２７年（フ）第１７８号
香川県高松市寺井町1328番地　県住15―201
債務者　坂本智都世（旧姓浦尾）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８８号
香川県高松市国分寺町国分501番地１
債務者　平田　託朗
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７６号
福岡県大牟田市大字歴木668番地１　歴木市営住宅101号
債務者　前田　水子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１５２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷393番地１　ボンヌール長与404号
債務者　田口　真史
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
長崎県長崎市川口町７番４号　シアーズ川口502号室
債務者　入口　澄美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
長崎県長崎市田中町1620番　谷口アパート102号室、住民票上の住所長崎県長崎市矢上町１番７号　コアマリナーズ３階
債務者　野崎　麻衣
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1090番地２
債務者　中村　吉良
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
長崎県長崎市片淵２丁目17番20―102号
債務者　原　芳枝
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
仙台市青葉区愛子中央４丁目10番26号　メゾン街道Ａ、従前の住所仙台市青葉区栗生１丁目20番地の７
債務者　高橋千夜子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
仙台市泉区黒松３丁目２番11―103号
債務者　吉岡　純子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
仙台市青葉区柏木１丁目１番13―701号
債務者　堀　泰彰
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６５号
仙台市青葉区南吉成１丁目12番地の８
債務者　日高　満美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
仙台市太白区郡山６丁目３番15号　アメニティゾーン郡山105
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
仙台市宮城野区福室５丁目２番20号、従前の住所宮城県多賀城市新田字下216番地
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
宮城県塩竈市錦町22番27号　ヒルズ・アオイ201号
債務者　千葉　幸芳
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
茨城県石岡市柿岡4474番地１
債務者　小松﨑　潤
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３７号
茨城県つくば市東新井26番地４　プルミエールつくば105
債務者　秋葉ゆきえ
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係